

# 物価変動会計に関する国際会計基準

—国際会計基準第15号および第29号の検討—

壹岐 芳弘

## International Accounting Standards Concerning Accounting for Changing Prices

—An Examination of International Accounting Standard 15 and 29—

Yoshihiro Iki

The International Accounting Standards Committee(IASC) has published two International Accounting Standards(IAS) concerning accounting for changing prices : IAS15, Information Reflecting the Effects of Changing Prices(1981), and IAS 29, Financial Reporting in Hyperinflationary Economies(1989). IAS 15 deals with information reflecting the effects of changing prices on the measurements used in the determination of an enterprise's results of operation and financial position. This information is supposed to be supplementary to the primary financial statements. This standard applies to enterprises whose levels of revenues, profit, assets or employment are significant in the economic environment in which they operate. IAS 29 applies to the primary financial statements, including the consolidated financial statements, of any enterprise that reports in the currency of a hyperinflationary economy. IAS 15 proposes two basic approaches to preparation of the information reflecting the effects of changing prices : the general purchasing power approach based on the maintenance of real capital, and the current cost approach based on the maintenance of physical capital(operating capacity of the enterprise). In this paper,I will introduce IAS 15 and IAS 29, and examine the proposed several methods of accounting for changing prices, concentrating on the current cost approach of IAS 15.

### I. はじめに

アメリカの証券取引委員会やわが国の大蔵省などが加盟する証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions ; IOSCO) が、1995年に、国際会計基準委員会が国際的な資金調達を行う企業の財務諸表に関する包括的な会計基準 (コア・スタンダード) を完成させれば、国際会計基準を承認すると表明して以来、各国の会計制度が国際会計基準を中心に動き出している。会計ビッグ・バンと呼ばれる近年のわが国における会計制度の急激な変革は、この流れの一環にはかならない。

本論文は、筆者がこれまで研究してきた物価変動会計の分野における2つの国際会計基準、す

なわち国際会計基準第15号『物価変動の影響を反映する情報<sup>(1)</sup>』(以下、IAS第15号)と国際会計基準第29号『超インフレ経済下の財務報告<sup>(2)</sup>』(以下、IAS第29号)を取り上げ検討するものである。IAS第29号は、超インフレ経済という特殊な状況を前提としたものであるため、本論文は、IAS第15号を主たる検討対象とする。

近年のインフレの沈静化のもとで、古くから論議されてきた物価変動の会計問題は現在低迷の時期にあるといえる。しかし、物価変動を会計的にいかに扱うかという問題は、資本維持やそれに基づく利益計算という会計の基本にかかわる問題であることに変わりはない。国際会計基準にこの分野の基準が設けられているのも、同じ趣旨であるに違いない。本論文では、国際会計基準においていかなる物価変動会計が想定されているかを、イギリスやアメリカの公的提案との比較を交えながら改めて検討してみたいと思う。なお、以下の本文中に示す項数は、それぞれの基準書における該当パラグラフを指すものである。

## II. IAS第15号『物価変動の影響を反映する情報』の概要

### (1) IAS第15号の趣旨

IAS第15号は、物価変動の影響に関する会計情報を取り扱う基準として1981年11月に公表され、1983年1月1日に始まる年度から効力を発している。ただし、本基準において、物価変動会計情報は、基本財務諸表の一部としてではなく、その補助情報として位置づけられている。したがって、基本財務諸表が物価変動会計の基準に基づいて作成されている場合を除いて、本基準が基本財務諸表の作成上の会計および報告方針として適用されることは想定されていない(第1項)。

IAS第15号は、IAS第6号『物価変動に対する会計上の対応<sup>(3)</sup>』に代わるものとして設定されている(第2項)。

IAS第15号が適用される企業は、必ずしも客観的に決められていないが、企業を取り巻く環境の中で、収益、利益、資産または雇用の水準が高い企業とされている。また、個別財務諸表と連結財務諸表がともに作成される場合には、本基準が要求する情報は、連結情報ベースで作成するだけでよいとされる(第3項)。

親会社が本基準に基づいた連結情報を作成している場合には、親会社の所在国と同じ国にある子会社は、本基準が求める情報を開示する必要はない。また、他の国にある子会社は、その国において物価変動会計情報を開示する慣行がある場合にのみ、本基準による情報開示が求められる(第4項)。

### (2) 物価変動会計情報の作成方法

IAS第15号は、物価変動会計情報の作成方法として、①一般購買力による財務情報を示すもの、②個別価格の変動を認識して現在原価を示すもの、③両方法の特徴を結合するもの、の3つを挙げる(第8項)。

また、以上の方法の根底には、利益計算に関する2つの基本的なアプローチがあると考え、次のように述べる。「1つは、企業の株主持分の一般購買力が維持された後の利益を認識するものである。もう1つは、企業の営業能力(operating capacity)が維持された後の利益を認識するものである(第9項)。」前者のアプローチが①に、そして後者のアプローチが②にそれぞれ対応してい

るのはいうまでもない。また、後者のアプローチに関しては、「一般物価水準修正を行う場合もあれば、それを行わない場合もある（同項）」という説明が付加されており、後にみるように、②の具体的方法が多様化する原因の1つがここにみられる。

なお、③に関しては具体的な説明が全くないので、これについては後に改めて考察することにし、まず、①と②の基本的な内容について確認しよう。

### (3) 一般購買力アプローチ

IAS第15号では、一般購買力による財務情報を作成する方法は、一般購買力アプローチ (general purchasing power approach) と呼ばれている。このアプローチに関する説明は、以下のよう

に簡潔である。「一般購買力アプローチでは、財務諸表上の一部または全部の項目を一般物価水準の変動に対応して修正する。この課題のもとになされる諸提案が強調するところは、一般購買力による修正は、測定単位を変更するものであって、根底にある測定基準を変更するものではないということである。このアプローチのもとでは、通常、適切な指数を用いて、減価償却費、売上原価および正味貨幣項目に対する一般物価水準の変動の影響が利益に反映され、企業の株主持分の一般購買力が維持された後の利益が報告される（第10項）。」

ここで考えられている会計形態は、いうまでもなく、原価主義会計に基づく財務諸表数値を一般物価水準の変動に関連して修正する会計、すなわち、修正原価会計にほかならない。この会計形態は、利益計算の基礎としての資本維持の視点からみれば、購買力資本維持会計（正確には購買力自己資本維持会計）もしくは実質資本維持会計（正確には実質自己資本維持会計）に属することになる。

ただし、本基準では、修正に際して使用する物価指数が具体的にいかなるものか、すなわち、消費者物価指数、GNPデフレータあるいは卸売物価指数などのうちのいずれが考えられているのか、明らかではない。

### (4) 現在原価アプローチ

現在原価に基づく財務情報を作成する方法は、現在原価アプローチ (the current cost approach) と呼ばれる。このアプローチのもとの具体的方法には種々のものがあるが、共通する特徴は、資産および費用の基本的測定基準として取替原価 (replacement cost) を用いるところにある。すなわち、現在原価とは、基本的に取替原価を意味する。「しかしながら、取替原価が正味実現可能価額 (net realisable value) と現在価値 (present value) のいずれよりも高い場合には、正味実現可能価額と現在価値のうちのいずれか高い方が、通常、測定基準として用いられる（第11項）。」

このアプローチでは、結局、正味実現可能価額と現在価値とのいずれか高い方の価額と、取替原価とを比較して、そのいずれか低い方の価額によって資産および費用が測定されることになり、通常は取替原価による測定が予定されている。これは、英国の1975年におけるサンディランズ・リポート<sup>(4)</sup>によって提案され、その後多くの国で採用されてきた「企業にとっての価値 (value to the business)」の考え方にほかならない。

なお、現在原価を直接得ることができないなどの場合には、現在原価の決定手段として、しばしば個別価格指数が用いられるとしている（第13項）。

現在原価アプローチにおいて、利益計算上、減価償却費や売上原価を現在原価の変動を反映し

て再測定することが要求されることはいうまでもないが、ISA第15号は、それだけでなく、さらに貨幣項目や資本構成に対する物価変動の影響を認識することが必要との見解に立ち（第14項）、そのための会計処理法を5つ取り上げている。その内容の紹介および検討は、後に改めて行う。

現在原価アプローチの基本的な考え方が、企業の営業能力を維持した後の利益を計算するところにあることは既に述べた。営業能力とは、物的な営業規模によって表されると解釈するのが一般的である。減価償却費や売上原価を現在原価を基準として測定するのは、それによって固定資産や棚卸資産の物的維持に必要な資金を利益計算過程で確保し、以て企業の物的な営業規模すなわち営業能力を維持するためなのである。現在原価アプローチが前提とする資本概念は、物的な資本概念であり、このアプローチに基づく会計形態は、資本維持の視点から物的資本維持会計または実体資本維持会計として性格づけることができる。

資産および費用を現在原価で測定する会計は、一般に現在原価会計(current cost accounting)と呼ばれる。しかし、この名のもとに構想される会計形態は、資本維持の態様に応じて2つに大別される。1つは、原価主義会計と同様に名目資本維持を前提とするものであり、ここでは、現在原価が上昇している場合には、その上昇額は保有利得という利益要素として扱われる。そして、実現保有利得部分が損益計算書において操業利益と分別処理され、未実現保有利得部分が損益計算書から除外されて貸借対照表に計上される。もう1つは、実体資本維持を前提とするものであり、そこでは現在原価の上昇額は利益要素としてではなく、維持すべき資本要素として取り扱われ、貸借対照表に計上される。これら2つの現在原価会計のうち、IAS第15号が想定しているのは、後者であることに留意すべきである。

#### (5) 開示事項

以上のような2つの基本的アプローチのいずれかを前提として、IAS第15号は、以下の項目の開示を最低限要求している（第24項）。

- (a) 有形固定資産の減価償却費の修正額または修正後の金額
- (b) 売上原価の修正額または修正後の金額
- (c) 貨幣項目や資本構成にかかわる修正がなされた場合のその修正額
- (d) (a)(b)(c)で述べられた修正の利益に対する全体的影響、および、採用した会計方法のもとで報告される物価変動の影響を反映するその他の項目

なお、現在原価法が採用された場合には、有形固定資産と棚卸資産の現在原価の開示が要求される（第25項）。

さらに、使用した物価指数の性質も含め、第24項および第25項で要求されている情報を作成するために採用した方法について、説明することが求められる（第26項）。

### Ⅲ. IAS第29号『超インフレ経済下の財務報告』の概要

#### (1) IAS第29号の趣旨

IAS第29号は、超インフレ経済下にあるべき財務報告を取り扱う基準として1989年7月に公表され、1990年1月1日に始まる年度から効力を発している。

本基準は、超インフレ経済国の通貨で報告する企業の連結財務諸表を含む基本財務諸表に適用するように定められている（第1項）。

その趣旨は、以下のとおりである。

「超インフレ経済にあつては、修正表示をすることなくその国の通貨で経営成績および財政状態を報告することは、有用ではない。諸取引その他の事象に由来する金額を比較することが、たとえ同一の会計期間内であっても、判断を誤らせるほどに、貨幣は購買力を喪失するからである(第2項)。」「超インフレ経済にあつては、財務諸表は、それが歴史的な原価アプローチに基づいているか、現在原価アプローチに基づいているかにかかわらず、貸借対照表日現在の測定単位によって表示された場合にのみ有用である。その結果、本基準書は、超インフレ経済国の通貨で報告する企業の基本財務諸表に適用される(第7項)。」

## (2) 超インフレ経済の判断基準

IAS第29号は、超インフレとみなす絶対的なインフレ率を定めてはいないが、一応の判断基準として、以下の5つを設けている(第3項)。

- (a) 一般市民は、財産を非貨幣資産または比較的安定した外国通貨で保有することを選択する。保持した本国通貨の大部分が、購買力の維持のために直ちに投資される。
- (b) 一般市民は、本国通貨ではなく比較的安定した外国通貨で貨幣額を考える。物価が当該通貨で示されることがある。
- (c) 信用売買は、たとえ短期間であっても、与信期間中に予想される購買力損失を補償する価格で行われる。
- (d) 利子率、賃金、諸物価が、物価指数に連動する。
- (e) 3年間の累積インフレ率が、100%に近いか、100%を超える。

## (3) 歴史的な原価財務諸表の一般物価修正

多くの国で、基本財務諸表は、原価主義会計のもとに作成されてきた。この財務諸表を、IAS第29号は、歴史的な原価財務諸表(historical cost financial statements)と呼んでいる。

超インフレ経済とみなされる場合には、歴史的な原価財務諸表の諸数値のうち貸借対照表日すなわち期末の貨幣(測定単位)によって測定されていないものは、すべて一般物価指数を用いて期末の貨幣額に修正表示される(第9項および第24項)。併せて、正味貨幣項目に関する購買力利得または損失が認識される(第25項)。

個々の項目の修正手続きについては、説明を割愛する。要するに、いわゆる修正原価会計(一般物価変動会計)に基づいて財務諸表を作成することが要求されるのである。なお、一般物価指数に関しては、「同一の経済の通貨によって報告するすべての企業は、同一の指数を使用することが望ましい(第35項)」と述べられているだけで、その指数の具体的種類は、IAS第15号の場合と同様に明確ではない。

## (4) 現在原価財務諸表の一般物価修正

IAS第29号が公表された当時もしくは直前まで、国によっては、基本財務諸表が現在原価会計(IAS第15号でいう現在原価アプローチのもとでの会計)によって作成される場合があった。例えば、イギリスの会計実務基準書第16号(SSAP16)<sup>(5)</sup>では、基本財務諸表を現在原価会計によって作成することを認めていた。このような実務を考慮して、IAS第29号は、そのような財務諸表を現在原価財務諸表(current cost financial statements)と呼び、超インフレ経済下におけるその修正についても述べている。

この場合の修正も歴史的な原価財務諸表の場合の修正と基本的に同様で、現在原価財務諸表の諸数値のうち期末の貨幣によって測定されていないものは、すべて一般物価指数を用いて期末の貨幣額に修正表示される。当然のことであるが、貸借対照表において現在原価によって評価されている項目は、既に期末貨幣によって測定されているので、修正の対象にはならない。また、損益計算書において売上原価および減価償却費は消費時点の現在原価を表し、従って消費時点の貨幣によって測定されているので、それらは一般物価指数を用いて期末貨幣額に修正される（第27項および第28項）。そして併せて、正味貨幣項目に関する購買力利得または損失が認識される（第29項）。

歴史的な原価財務諸表の一般物価修正は、それ自体理論上の問題はない。しかし、現在原価財務諸表の一般物価修正は、修正の基礎となる財務諸表が企業の営業能力維持すなわち実体資本維持という物的な利益計算体系を前提とするものであり、それに一般物価修正という購買力資本維持を志向する手続きを適用する点に理論上の問題が残る。現在原価財務諸表に一般物価修正を加えることによって、当然のことながら、計算される利益が変化する。その利益の分配を仮定した場合、実体資本維持は保証されなくなる。また、購買力資本維持も成立しない。利益分配後に残存する資本の性質は、意味不明なものとなる<sup>(6)</sup>。

資産および費用を現在原価によって測定する財務諸表でも、それが、名目資本維持を前提とし、現在原価と取得原価との差額を保有利得という利益要素として分別処理する現在原価会計を基礎とするものであれば、そのような財務諸表の一般物価修正にはそれなりの意味が認められる。このような会計形態は、一般に修正現在原価会計もしくは結合会計と呼ばれ、購買力資本維持を前提とするものである。しかし、IAS第29号が一般物価修正の対象にしているのは、IAS第15号との関連で実体資本維持を前提とする現在原価会計である。その財務諸表に一般物価修正を適用する場合には、利益計算の理論体系が成立しない。

#### (5) 開示事項

以上のような一般物価修正を施した基本財務諸表以外で、IAS第29号が開示を求めるのは、以下の事項である（第41項）。

- (a) 当期の財務諸表の数値およびそれに対応する前期の数値が、報告通貨の一般購買力の変動に応じて修正表示されていて、その結果、貸借対照表日現在の測定単位によって表示されている旨
- (b) 財務諸表が、歴史的な原価アプローチと現在原価アプローチのいずれに基づいているか
- (c) 物価指数の種類および貸借対照表日時点における物価指数の水準、並びに当期と前期との間の当該指数の変動

なお、(a)の「前期の数値」に関しては、IAS第5号『財務諸表に開示すべき情報<sup>(7)</sup>』によってその開示が定められていたが、これについても、比較可能性のため、当期末現在の測定単位による修正表示が求められる（第32項）。

### IV. 現在原価アプローチと貨幣項目・資本構成に関する物価変動修正

#### (1) 貨幣項目に関する物価変動修正

IAS第15号・第29号の概要は以上のとおりであるが、第15号の現在原価アプローチにおける貨

幣項目および資本構成に関する物価変動修正については説明を留保しているので、ここでその問題を取り上げる。

まず、貨幣項目に対する物価変動の影響の認識方法に関して、IAS第15号は、2つの方法を挙げている。

第1法は、「長期負債を含めたすべての貨幣項目の正味額に対する物価変動の影響を反映するための修正を行い、物価が上昇する時に正味貨幣資産を保有することから生ずる損失、または、正味貨幣負債を負うことから生ずる利得（物価が下落するときにはこれと反対の結果）を明らかにすることを要求する（第15項）」ものである。この場合の物価変動とは一般物価変動を意味するものと推察される<sup>(8)</sup>。したがって、ここでいう貨幣項目に関する物価変動修正とは、一般購買力アプローチにおいて正味貨幣項目に関して行われる一般購買力損益の認識と同様のものである。多くの企業では正味貨幣負債の状態が普通である。したがって、この方法のもとでは、物価上昇時には、減価償却費や売上原価などの現在原価情報とともに正味貨幣負債に関する一般購買力利得が開示されることになる。このような開示方法は、アメリカの財務会計基準書第33号<sup>(9)</sup>でも採用されたものであるが、物的な営業能力の維持を前提とする現在原価アプローチの体系に一般購買力アプローチの処理法を単純に組み入れている点に、理論上の問題が残る。

第2法は、「この修正を、企業の運転資本に含まれる貨幣資産および貨幣負債に限定する（第15項）」ものである。これは、イギリスのSSAP16において定められた貨幣運転資本修正（monetary working capital adjustment）を念頭に置いたものであると推察される。すなわち、SSAP16では、IAS第15号でいう現在原価アプローチが採用され、減価償却修正・売上原価修正とともに貨幣運転資本修正が適用された。貨幣運転資本修正とは、売掛金等の営業債権の期中増加額のうち個別価格の上昇による部分を費用要素として認識し、買掛金等の営業債務の期中上昇額のうち個別価格の上昇による部分を利益要素（費用のマイナス要素）として認識する手続である<sup>(10)</sup>。このような第2法は、物価変動に起因する損益を認識する貨幣資産・貨幣負債の範囲が貨幣運転資本を構成する一部分に限定している点、および、個別価格の変動の影響に着目している点において、第1法とは異なる。

IAS第15号は、これらの2つの方法の基本的な考え方について、次のように述べている。「両タイプの修正とも、非貨幣資産だけでなく貨幣項目も企業の営業能力の重要な要素であると認めている。上述の現在原価法の一般的な特徴は、企業の営業能力が維持された後の利益を認識するというものなのである。（第15項）。」営業能力維持という物的な思考からすれば、貨幣項目に対する影響として考えるべきは、第2法の場合のように、当該企業に固有の物価変動の影響であるはずである。先程も述べたが、第1法はこの点で理論的に問題である。

## (2) 資本構成に関する物価変動修正

IAS第15号は、資本構成にかかわる物価変動修正に関しては、3つの方法を挙げている。

まず、第1の方法に関する叙述は、次のとおりである。

「資産の取替原価に基づく費用追加額のうち、借入れによって賄われている範囲までは、これを損益計算書上費用として認識する必要はないという別の考え方がある。この考え方に基づく方法では、企業の営業能力のうち株主によって賄われている部分を維持した後の利益が報告される。これは、例えば、減価償却費、売上原価および（必要な場合には）貨幣運転資本に関する修正の総額を、（正味——壹岐）負債と株主資本の合計額に対する（正味——壹岐）負債額の割合分だけ

減額することによって達成される（第16項）。」

これは、SSAP16などにおいて採用されたギアリング修正（gearing adjustment）の手續にほかならない<sup>(11)</sup>。SSAP16におけるギアリング修正は、減価償却修正・売上原価修正・貨幣運転資本修正の合計額のうち、正味負債（net borrowing）によって賄われている資産割合に関する部分を取り消して、それを利益に戻し入れる手續を意味する。自己資本（株主資本）の営業能力維持に基づく利益を計算するために、このような手續が考えられているのである。

資本構成にかかわる物価変動修正の第2の方法に関する叙述は、次のとおりである。

「ある現在原価法では、株主持分の額に一般物価指数を適用する。これは、当該期間中に生じた資産の取替原価の上昇が、同期間における株主持分の一般購買力の低下よりも小さい場合に、当該企業の株主持分が、一般購買力の見地からみてどの程度維持されているかを示すものである。時に、この計算は、一般購買力の見地からみた純資産額と現在原価の見地からみた純資産額との比較を可能にするために、単に注記されるのみである。（第17項）。」

現在原価法において、資産の取替原価の上昇額は資本修正項目として扱われ、維持すべき資本に加えられる。ところが、取替原価の上昇割合よりも一般物価の上昇割合が高い場合には、一般購買力維持の立場からは維持すべき資本の金額が不足することになる。そのような事態になっていないかどうかを確認するために、名目額による維持すべき資本額に一般物価指数の変動割合を乗じて一般購買力としての維持すべき資本の金額を算定し、それを補足情報として開示し、現在原価法における維持すべき資本の金額との比較ができるようにしようという考え方である。

現在原価法のもとで、一般購買力の見地からみた維持すべき資本の額を補足的に開示するというやり方は、イギリスのインフレーション会計実行委員会（モーベス委員会）が1976年に発表した公開草案第18号（ED18）<sup>(12)</sup>における「貨幣価値変動を考慮した株主持分増減表

（statement of change in shareholders' net equity interest after allowing for the change in the value of money）」の提案にみることができる。ED18が制度化に向けて提案した内容は、現在原価会計と名付けられているとおり、資産および費用の現在原価測定を基本とするものである。ただし、ここでは資本概念が明確でなく、期中に生じた非貨幣資産の保有損益（現在原価と帳簿価額の差額）が利益処分計算書に計上され、そのうち取締役会が必要と認めた金額を評価替積立金（revaluation reserve）として留保するという取り扱いが指示されている。そのような体系とは別に、貨幣項目に生じた購買力損益に関する情報とともに「貨幣価値変動を考慮した株主持分増減表」を財務諸表に注記することが提案されている。「貨幣価値変動を考慮した株主持分増減表」では、期首の株主持分（期中に増減資があればそれを加減する）を消費者物価指数の変動を考慮して期末の貨幣価値に換算し、それを基準にして貨幣価値変動を考慮した株主持分の増減額（配当前および配当後の）を算定するという内容の情報が開示される。IAS第15号が挙げている資本構成にかかわる物価変動修正の第2法は、このような開示の仕方を考えているものと思われる。

さて、最後に、資本構成にかかわる物価変動修正の第3の方法は、いかなるものであろうか。IAS第15号によれば、それは、「企業の株主持分の一般購買力が維持された後の利益を認識するものであり、純資産の2つの数値の違いは、株主にとって利得または損失が発生しているものとして取り扱われる（第17項）。」説明はこれだけにすぎず、そこで考えられている計算がいかなる構造のものか明確ではないが、おそらく、貸借対照表上、現在原価に基づく期末株主持分から、期首の株主持分（期中に増減資等があればそれを加減する）を一般物価指数の変動を考慮して期末の貨幣価値に換算した金額を控除して計算される剰余額を、利益しかも株主持分の一般購買力を



維持した後の利益とする、そのような構造の利益計算が想定されているものと解釈される。そして、現在原価法にこのような計算を組み込むためには、損益計算書上は、当初の計算段階で利益計算から除外された費用・資産の現在原価と帳簿価額との差額（いわゆる実現保有利得および未実現保有利得）を、再び利益要素として戻し入れ、しかるのち株主持分の一般物価修正額を控除するという計算がなされるはずである。

このような利益計算は、イギリスにおいて、ASCが1986年に公表した『価格変動の影響に対応する会計：ハンドブック<sup>(13)</sup>』、および、会計基準審議会（ASB）が1993年に公表したSP草案第5章『財務諸表における測定<sup>(14)</sup>』において実際に提案されている。また、基本的に同じ系統の計算は、1980年にスイスのヨルディが考案した実質資本変動計算（Realkapitalveränderungsrechnung<sup>(15)</sup>）においても示されている。それらにおいては、実体資本維持（正確には実体総資本維持）に基づく利益計算から出発するが、最終的には購買力資本維持（正確には購買力自己資本維持）に基づく利益の計算に帰着する、段階的な利益計算が構想されている。IAS第15号においてもそのような方式での利益の計算が考えられているとすれば、それははたして現在原価アプローチのもとでの計算といえるのであろうか。この点に疑問が残る。

## V. 一般購買力アプローチと現在原価アプローチの結合

既述のように、IAS第15号では、現在原価アプローチと一般購買力アプローチとは別に第3の方法として、両アプローチのそれぞれの特徴を結合する方法が挙げられているが、それについての具体的な説明はない。そこでは、いかなる方法が考えられているのであろうか。

まず考える方法は、現在原価アプローチに基づいて作成される財務諸表の諸数値を、一般物価指数の変動に基づいて再修正するという方法である。これは、基本財務諸表がすでに現在原価基準によって作成されている場合に、それを一般物価修正するという、IAS第29号において示された方法にほかならない。これは、既述のように、現在原価アプローチと一般購買力アプローチとを単純に結合するものであり、資本維持の視点から意味不明の利益が計算されるという理論上の問題が指摘される。

IAS第15号が考えているのは、2つのアプローチのそれぞれの特徴を結合するものであるから、上記のような文字通りの結合法とは別のものであろう。ここで想起されるのが、IAS第15号が資本構成にかかわる物価変動修正として挙げている第3の方法である。それは、既述のように、貸借対照表上、現在原価に基づく期末株主持分から、期首の株主持分を一般物価修正した金額を控除して計算される剰余額を以て、株主持分の一般購買力を維持した後の利益とするものである。この場合、損益計算書において同額の利益を計算するためには、現在原価法の利益計算において除外されたいわゆる保有利得部分（実現および未実現）を、再び利益要素として戻し入れ、そして株主持分の一般物価修正額を控除するという計算がなされるはずである。

このような利益計算が1990年代にイギリスの公的提案の中で主張されたことも、既述のとおりである。要するに、それは、損益計算書という1つの計算書（ただし、ASBのSP草案第5章の場合は損益計算書と総認識利得および損失計算書（statement of total recognised gains and losses）との1組の計算書）の中で、第1段階として、実体資本維持に基づく利益を計算し、それにつづく第2段階として、購買力資本維持に基づく利益を計算するというものである。そして、このような利

益計算の特徴は、「資本維持概念の結合」にあるといわれる<sup>(16)</sup>。このようなIAS第15号以後に打ち出されたイギリスの公的提案の中に、IAS第15号が想定していたであろう第3の物価変動会計方法の具体像を読みとることはできないだろうか。

そこでは、損益計算書においてまず実体資本維持に基づく利益が計算される。ここまでは現在原価アプローチによる計算である。そして、引き続いてその利益に修正が加えられ、最終的に購買力資本維持に基づく利益が計算される。従って、最終的には、一般購買力アプローチによる計算に帰着するといえそうである。ただし、その場合に最終的に計算される利益は、IAS第15号が一般購買力アプローチにおいて当初に想定していた利益とは金額および性格が異なることに留意すべきである。既述のように、一般購買力アプローチとは、測定単位を変更するのみで、基本財務諸表（取得原価主義の）の基礎をなす測定基準を根本的に変更するものではなかった。したがって、そのようなアプローチのもとでは、実現利益としての購買力資本維持利益が求められるはずである。しかし、上記のような結合法のもとでは、確かに購買力資本維持を基礎とする利益が計算されるけれども、その中には未実現利益が混入することになる。すなわち、棚卸資産や有形固定資産の期末現在原価評価に伴う未実現保有利得のうちの一般物価修正部分を除いた額——実質未実現保有利得——が、最終利益に含められることになる<sup>(17)</sup>。

## VI. 結び

以上、IAS第15号を中心に物価変動会計に関する2つの国際会計基準を検討してきた。

IAS第15号では、物価変動会計の基本的なアプローチとして、購買力資本維持に基づく一般購買力アプローチと実体資本維持（営業能力維持）に基づく現在原価アプローチとの2つが代替的に提示されていた。これら2つのアプローチの特徴を結合する第3のアプローチがあるとの考え方も示されていたが、既述のようにその内容は明示されていないので、同基準書が提案している基本的アプローチは上記の2つであるといえる。しかも、IAS第15号では、企業にそのいずれか1つを任意に選択して適用することが推奨されていた。また、現在原価アプローチにおいても、貨幣項目や資本構成に関する物価修正法として、いくつかの方法が代替的に提示されていた。これには、特にイギリスの意向が強く影響していることが確認されたところである。

物価変動会計情報の作成方法として複数の代替的な方法を提示したことに関して、IAS第15号は、次のように述べている。「物価変動を反映するための上述の各種の方法を用いて、財務情報が基本財務諸表の上でまたは補助財務諸表として提供されることがあるが、この問題に関する国際的な合意はまだ得られていない。したがって、国際会計基準委員会は、基本財務諸表の作成上、物価変動を反映させるための包括的かつ統一的な方式の採用を企業に要求することを考える前に、さらなる実証的な研究が必要であると確信している（第18項）。」

このように、IAS第15号では、物価変動会計の統一的な方式を提示するには至っていない。このことは、国際会計基準委員会が1989年7月に公表した『財務諸表の作成表示に関するフレームワーク<sup>(18)</sup>』における、資本概念の選択に関する次のような考え方と符号している。

「企業による適切な資本概念の選択は、財務諸表の利用者のニーズに基づかなければならない。したがって、財務諸表の利用者が主に名目投下資本の維持または投下資本の購買力の維持に関心を有する場合には、貨幣資本概念（a financial concept of capital）を採用すべきである。しかし、利

用者の主要な関心事が企業の営業能力にある場合には、実体資本概念 ( a physical concept of capital ) を用いるべきである ( 第103項)。」

資本概念もしくは資本維持概念に関する考え方の対立は、第1次大戦後にドイツで資本維持論が展開されて以来今日に至るまで、平行線のように続いているが、それはそのまま国際会計基準にも反映されているのである。国際会計基準では、資本概念もしくは資本維持概念に関する合意が得られていないことに鑑み、その選択を財務諸表利用者のニーズに委ねているのである。

国際会計基準では、IAS第15号と第29号以降、物価変動会計に関する新しい基準は設けられていない。世界的に物価が安定している現在、物価変動会計は、公表財務諸表制度における今日的な問題として位置づけられてはいない。しかし、資本維持やそれに基づく期間利益の計算という問題が、企業会計における本質的な課題であることに変わりはなく、その意味で物価変動会計論が存在意義を喪失したわけでは決してない。ただ、これからの物価変動会計論に求められるのは、従来からある購買力資本維持論と実体資本維持論、IAS第15号における表現でいえば、一般購買力アプローチと現在原価アプローチとの択一論議ではなく、両者を統合する方向での理論体系の再構築であろう。このような問題意識は筆者がここ数年にわたって抱き続けてきたが、本論文における検討を通して、その思いを再認識した次第である。

#### (注)

- (1) International Accounting Standards Committee(IASC), International Accounting Standard 15, Information Reflecting the Effects of Changing Prices,1981年11月。この基準書については、日本公認会計士協会からの翻訳(対訳)が出されており、本論文ではそれを参考にしてている。  
また、わが国でこの基準書を解説した文献として、次のものがあり、併せて参考にしてている。田中茂次『物価変動会計の基礎理論』同文館、平成元年、299-300頁。木下裕一「国際会計基準」森川八洲男編著『比較会計制度論——物価変動会計の制度化を中心として——』同文館、昭和60年、第12章。鈴木昭一「インフレーション会計」氏原茂樹・佐藤信彦・松井泰則編著『国際会計基準精説』白桃書房、1994年、第Ⅲ部・第12章。大木一也「国際会計基準第15号・物価変動の影響を反映する情報/第29号・超インフレ経済下の財務報告」『JACPAジャーナル』第6巻第9号、1994年9月号。
- (2) IASC, International Accounting Standard 29, Financial Reporting Hyper inflationary Economies, 1989年7月。この基準書については、日本公認会計士協会から翻訳(対訳)が出されており、本論文ではそれを参考にしてている。  
また、わが国でこの基準書を解説したものとしては、大木、前掲論文、があり、併せて参考にしてている。
- (3) IASC, International Accounting Standard 6, Accounting Responses to Changing Prices, 1977年6月。この基準については、次を参照されたい。木下、前掲論文、238-239頁。野村健太郎「EC会計基準・国際会計基準」森田哲彌責任編集『体系近代会計学Ⅷ・インフレーション会計』中央経済社、昭和57年、第9章、326-334頁。
- (4) Inflation Accounting Committee, Inflation Accounting, Report of Inflation Accounting Committee (Sandilands Report), 1975年。

- (5) Accounting Standards Committee (ASC), Statement of Standard Accounting Practice No.16(SSAP16), 1980年。
- (6) 森田哲彌他「インフレーション会計の研究《5》」『企業会計』第29巻第2号, 1977年2月号, 303-306頁参照。
- (7) IASC, International Accounting Standard 5, Information to be Disclosed in Financial Statements, 1976年10月。
- (8) 既述のように、IAS第29号は、現在原価財務諸表の修正に際して正味貨幣項目に関する一般購買力損益の計上を要求しているが、これに関して、同基準では、現在原価財務諸表には、IAS第15号の第15項に従って、貨幣項目に対する物価変動の影響を反映する修正がすでに含まれている場合があると述べられているからである(第29項)。
- (9) Financial Accounting Standards Board, Financial Reporting and Changing Prices, Statement of Financial Accounting Standards No.33, 1979年。
- (10) SSAP16の貨幣運転資本修正については、次を参照されたい。壹岐芳弘, 『会計実務基準書第16号』の再検討——その利益計算構造を中心として——『会計』第141巻第5号, 1992年5月号, 34-37頁。
- (11) ギャリング修正に関しては、次を参照されたい。壹岐「実体自己資本維持論におけるギャリング修正の基本的類型」『情報研究』(文教大学), 第13号, 1992年。
- (12) Inflation Accounting Steering Group, Current Cost Accounting, Exposure Draft (ED18), 1976年。
- (13) ASC, Accounting for the effects of changing prices: a handbook, 1986年。
- (14) Accounting Standards Board(ASB), Statement of Principles Chapter 5: Measurement in financial statements, Discussion Draft, 1993年。なお、このSP草案および前注のハンドブックに関しては、次を参照されたい。壹岐「英国における結合資本維持会計の提案」『産業経理』第55巻第2号, 1995年7月。壹岐「資本維持論の動向と課題(2)」『会計』第150巻第3号, 1996年9月号。
- (15) Hans R.Jordi, Inflation Accounting — Vorschlag zur Berücksichtigung der Finanzierung bei tageswertiger Rechnungslegung : Die Realkapitalveränderungsrechnung, Bern und Stuttgart, 1980年。なお、この著書の内容に関しては、次を参照されたい。壹岐「ヨルディの二元的資本維持論——近年の英国における公的提案との比較——」『情報研究』(文教大学), 第17号, 1996年。
- (16) ASB, Discussion Draft, 第55-58項のタイトル。
- (17) 壹岐「英国における結合資本維持会計の提案」118頁、および、壹岐「ヨルディの二元的資本維持論」10頁参照。
- (18) IASC, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, 1989年7月。

(著者 いき よしひろ 文教大学情報学部 平成12年9月27日受付)